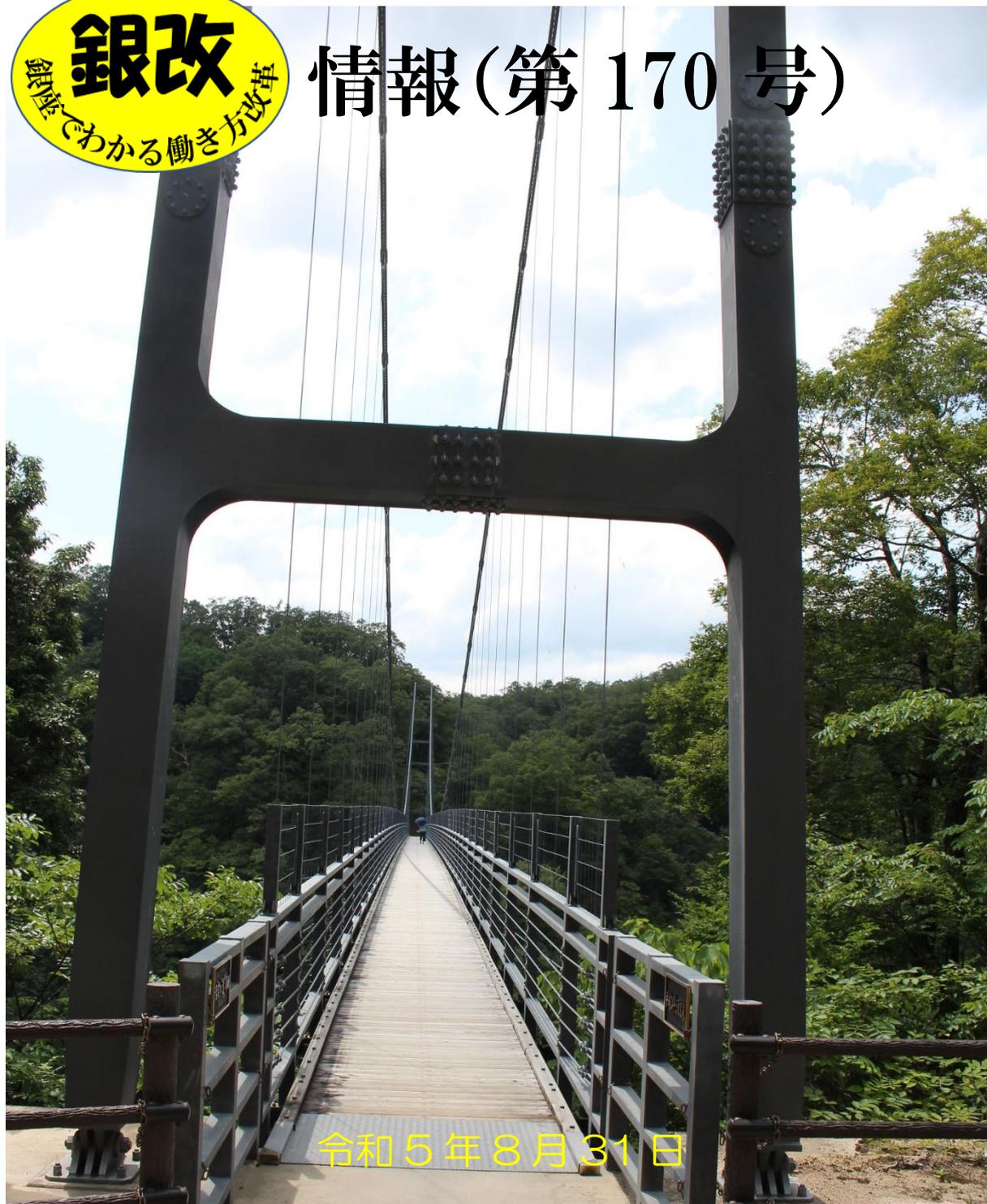




# 情報(第 170 号)



令和5年8月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

奇勝「鬼の舌震したぶるい」にかかる舌震の恋吊橋 (橋長 160m) (島根県仁多郡奥出雲町三成)

## 最低賃金引き上げと賃上奨励金

山口県最低賃金を 888 円から「928 円」に引き上げることが本年 8 月 23 日に公表されました。今年度の引き上げ額は大きく、該当する労働者を雇用する企業では、賃上げを図る必要があります、その支援策が必要といえます。



このため、山口県賃上げ環境整備応援奨励金と雇用保険の業務改善助成金とがあり、前者は今年度創設されました。

### 1 地域別最低賃金改正の推移

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金とがあり、その高い方の賃金を支給する必要があります。

地域別最低賃金とは、都道府県ごとに設定された最低賃金で、業種や職種に関係なく、その都道府県内の事業所で働いているすべての労働者に適用されるものです。特定最低賃金は、業務の性質上、地域別最低賃金より高い賃金を支払う必要があると判断された賃金額を指し、地域別最低賃金額を上回ります。また、特定最低賃金が適用される産業には、鉄鋼業、自動車関連業、機械器具製造業などがあります。その詳細はここでは扱いません。

【表 1】山口県最低賃金の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
最低賃金額	829円	829円	857円	888円	928円
対前年度上昇率	3.4%	0%	3.4%	3.6%	4.5%
対前年度上昇額	27円	—	28円	31円	40円

### 2 地域別最低賃金の目安と中国地域最低賃金の状況

令和 5 年度の中国地域の地域別最低賃金の状況は表 2 のとおりです。

最低賃金の対象となる賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）や精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除きます。

【表 2】（単位：円）

県	ランク	最低賃金額	引上額
鳥取県	C	900	46
島根県	B	904	47
岡山県	B	932	40
広島県	B	970	40
山口県	B	928	40

### 3 最低賃金以上の確認

事業主は最低賃金額以上の賃金を支払うことになり、その最低賃金額は、前項のとおり時間給表示となっています。

日給・月給では、時間給換算して最低賃金額以上となる必要があります、次のとおり

です。

(1) 日給制

日給 ÷ 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

(2) 月給制

月給 ÷ 1 か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

#### 4 山口県賃上げ環境整備応援奨励金(奨励金)の目的

賃金引上げや柔軟な働き方などの制度の導入等、従業員エンゲージメント向上に向けた取組 (従業員の仕事へのやりがいや会社への貢献意欲を高める取組) を支援し、従業員の離職防止や新たな人材確保、労働生産性の向上を図ることで、持続的な賃金引上げを可能とする職場環境づくりを推進するものです (山口県 HP)。

賃上げは将来にわたって必要であり、その雇用環境整備ということができます。なお、現在、エントリー上限に達し、受付停止、仮受付という形になっています。

#### 5 奨励金の支給対象事業

県が指定する働きやすい環境づくりの制度等を新たに導入し、かつ、県内事業所に従事する労働者の賃上げ (時間当たり 30 円以上) の実施が必要です。

具体的に前者は、表 3 の環境整備をし、就業規則等で定めることが必要です。

【表 3】

区分	具体例
<カテゴリー1> 柔軟な働き方の実現	テレワーク制度、フレックスタイム制度、選択的週休 3 日制
<カテゴリー2> 多様なキャリア形成を応援	リスクリング・資格取得支援制度
<カテゴリー3> 従業員の成長・成果を承認	人事評価制度、従業員表彰制度、報奨金制度
<カテゴリー4> 従業員のライフステージの変化を支援	産休、育休を支える従業員支援制度、多様な正社員制度、特別有給休暇制度、子育て支援勤務制度

#### 6 奨励金受給金額

表 3 の雇用環境整備を一つごとに 10 万円です。1 区分導入なら 10 万円、4 区分導入なら 40 万円となります。同時に賃上げが必要で、一人に対して 6 万円 (上限 60 万円) となります。したがって、表 3 の整備区分数 × 10 万円と賃上げ労働者数 × 6 万円を足したものが合計額となります。

#### 7 就業規則改正

4 のとおり、雇用環境整備が大きな目的となっております。その改善をしたといえるためには、基本的に就業規則を改正・整備する必要があります。それに基づいて、30 円以上の賃上げを実施して支給申請を行っていく流れとなります。まずは、自社に必要な雇用環境整備を認識することが第一歩で、その改善を図り、これを活かして事業を発展させることが望まれます。